

○中野市健康づくり推進協議会設置要綱

平成17年4月1日告示第56号

中野市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康づくり対策を積極的に推進するため、中野市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、健康づくりのための方策を協議し、提言するものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体から推薦のあった者
- (2) 保健衛生関係団体から推薦のあった者
- (3) スポーツ関係団体から推薦のあった者
- (4) 事業所関係から推薦のあった者
- (5) 識見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議の運営)

第7条 会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。